地域区長懇談会（西浦地区）　＜概要＞

令和8年7月3日（金）　石川プラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
1	西浦	希望が丘町会	町会の存続について 町会では高齢化が進み、現在の150名から今後さらに減少していくことが予想される。将来的には町会の解散も現実的な課題となり得るが、もし解散した場合には、街灯の電気代などの負担を誰がどのように担うのかが大きな懸念となっている。	町会の存続および解散時の防犯灯管理に関するご懸念についてお答えします。 まず、防犯灯の管理につきましては、本市では「防犯灯設置及び管理に関する補助金制度」により、電気使用料など維持管理費として1灯あたり年2,500円を補助しているところです。 本制度は自治会・町会が組織されていない地域においても、おおむね10世帯以上で自主的に組織された団体であれば活用が可能となっています。 したがいまして、町会が解散した場合であっても、地域の皆さまが新たに自主的な組織を立ち上げていただくことで、本制度を引き続きご利用いただくことができます。 一方で、町会が解散した場合には、防犯灯の維持管理だけでなく、地域の親睦活動、防犯・防災活動、環境整備、行政との連携、要望・陳情の窓口など、地域コミュニティが担ってきた多くの機能が失われることとなります。 町会・自治会は、市民の安全・安心や地域のつながりを支える重要な役割を担っていただいており、市といたしましては、町会・自治会の存続は地域力の維持に不可欠であると認識しており、今後も加入促進に向けたPRを行うとともに、町会運営の負担軽減につながる支援策の検討を進め、引き続き、地域の皆さまとともに、持続可能な地域コミュニティの形成に取り組んでまいります。	危機管理課 市民協働ふれあい課
2	西浦	希望の里自治会	防犯カメラ設置事業補助金の申請について ・申請の機会を年2回にして頂きたい。（例6月と12月） ・修理に関しても対象にして頂きたい。 ・防犯カメラ設置後の申請でも可能にして頂きたい。 理由 補助金を受けたい場合、防犯カメラが故障し、新しく設置する時期に 応じては、カメラが半年間作動してない期間が長くなり大変不用心である為です。 （例えば、7月に故障した場合、来年の6月まで修理も新しく設置も出来ません。）	就任してから防犯カメラの予算額を倍増させていただきました。 次に、申請の機会についてですが、防犯カメラ設置事業補助金については、申込多数の場合、抽選により交付団体を決定させていただき、予算額に余裕がある場合に限り、２次募集を実施させていただいています。 本事業につきましては、抽選参加申込から補助金の交付までに一定時間を要することから、申請の機会は原則年１回とさせていただいていますので、ご理解を賜りますようお願いします。 なお、今年度に限っては、６月議会にて国の交付金を活用した補正予算額600万円を計上し、防犯カメラ設置補助金を倍増することにより、現在申請いただいている56台すべてを補助対象とするとともに、追加募集を行う予定としています。　　※当初予算は30台分 次に２点目の防犯カメラの修理費に関しましては、本補助金制度の対象にはなりませんが、耐用年数等を考慮し、設置後６年を経過した防犯カメラの更新につきましては補助の対象としています。 限られた予算をより多くの団体に活用していただくための制度でございますので、ご理解を賜りますようお願いします。 ３点目、防犯カメラ設置後の申請につきましては、補助金の適正な執行および事前確認の観点から、事前申請を条件としておりますのでご理解いただきますようお願いします。	危機管理課
3	西浦	広瀬町会	水路の清掃について ２～3年に掛けてお願いをしていますが、現在はどの程度の話をしているのか教えて下さい。内水氾濫の危険がある。 今後、農業従事者の高年齢化等を考慮してお考え下さい。	２年程前よりご意見をいただき、水路の清掃等の日常管理において、水利組合、町会の高齢化や担い手の減少などにより苦慮されていることは、市としても課題として認識しています。 庁内でも検討してきましたが、市内全域に係わることでもあり、これまでも日常管理については、水利権を有する水利組合及び地元町会の皆様のご協力により清掃活動を行っていただいているところですので、何卒ご理解ご協力をお願いいいたします。 なお、汚土や刈り取っていただいた草等については、集積いただければ、市が回収・処分させていただきます。 そのような役割分担をやっていきたいと思います。引き続き国や府に要望していきます。	管財用地課
4	西浦	広瀬太閤園町会	町会運営助成金について 毎年各自治体に戸数に応じた町会運営助成金（１軒１５０円＋２，０００円）が交付されていますが、 ａ）交付金の値上げ ｂ）町会加入戸数ではなく、全町会戸数で交付してもらう上記どちらか出来ないかと考えます。 町会非会員が増えると街灯の維持費負担が町会費を圧迫しています。 本来は維持費も市役所に負担してもらいたいのですが、街灯や防災備品などは、非会員も恩恵を受けてますし。たかが150円ですが、少なくとも町会加盟宅の不公平を減らす事になるかと思います。 他町会さんがどうしてるかわからないですが。 各区長さん共通の認識だとは思いますが、町会に入ると損をするではなく、得をするというシステムを増やしていかないと会員数の減少に歯止めがかからないと思います。	町会運営助成金について、値上げ、また積算方法を加入数ではなく全町会戸数にとのご要望についてです。 町会加入者数の減少や近年の物価上昇により、地域活動への影響が生じていること、また高齢化による担い手不足については、市としても重要な課題として認識しています。 町会の果たす役割は極めて重要であると考えておりますので、防犯灯、防犯カメラの設置、ハチの巣の駆除の助成、自主防災組織活動の補助などの助成制度も拡充をさせ、新設・拡充なども行っています。そういったところも充実させておりますので、ご要望の補助金の増額に限らず、限られた予算の中で町会活動への支援について検討していきたいと思います。 町会運営助成金ですが、本助成を制度として設けているのは南河内地域では、太子町と本市のみとなっています。 この助成金を、町会加入戸数ではなく、町会全戸数でとのご要望ですが、町会の経費の中には、防犯灯の維持経費や除草費用など町会に加入されていない方も含め、地域にお住まいの方に広く関わる経費もあることは承知しております。しかしながら、町会運営助成金は、あくまで町会の運営および活動を支援するために交付しているものであり、加入者によって構成される町会の活動を対象としています。 このため、非加入世帯を含めて助成金を交付することは、制度の本来の趣旨と異なることとなるため、全戸数を基準とした交付については、制度全体の整合性など、慎重に検討すべき課題がございます。 非加入者も恩恵を受ける設備の維持費用に関しては、町会加入の有無に関わらず徴収しているという町会もあります。 それらの状況も含め、今後の町会への支援策については、町会のご意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。	市民協働ふれあい課

地域区長懇談会（西浦地区）　＜概要＞

令和8年7月3日（金）　石川プラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
5	西浦	大黒向陽台町会 広瀬町会	西浦東幼稚園を町会の打合せ場所（育成協や祭りなど）として使わせていただきたい。 要望書も提出している。なんとか利用させていただけないか。建物は利用しないと朽ち果てていく。 人が出入りすることで空気の入れ替えもできる。少しでも利用しないと老朽化が進んでしまう。 西浦東幼稚園の跡地の雑草は私たち町会から要望をして来てもらうものか?市役所が毎月点検に来ているのか。 隣の土地所有者はまめに草を刈っています。雑草の種が飛散します。 今回は6月初旬に草刈が実施されていました。 定期的に草刈りを実施していただきたい。 政策の一覧を見ていると西浦東校区に主だった政策がない。 西浦東小学校を拠点として考えていただきたい。その案の一つとして西浦東幼稚園の跡地の活用も必要と考えている。	西浦東幼稚園跡地の雑草管理につきましては、周辺地域の皆さまの生活環境に影響が及ばないよう、市として定期的に点検を行い、必要に応じて草刈りを最低でも２回実施しています。ただ、このような酷暑のなか、同じような草刈りの回数でも、見た目が伸びて荒れている感覚があるため、回数を増やしていけるような形、また皆さんから要望があれば対処していく形をとっていきたい。 引き続き、地域の皆さまが安心してお過ごしいただける環境づくりのため、跡地の維持管理を適切に進めてまいります。 続きまして、西浦東幼稚園跡地の利用についてです。 地域で活用していければと考えているが、西浦東幼稚園はもともと市街化調整区域で建物が建てられない地域ですが、幼稚園として利用するという理由で許可が下りています。閉園している以上、それ以外の利用は難しい状況です。 本来であれば他の活用も考えていきたいですが制度の縛りにより難しいものと考えています。	こども保育課
6	西浦	東阪田町会	民地の樹木の剪定について（道路上に張出） 電線に引っかかっている。もしくは通信線にかかっている。道路上にもでている。 民地の方は市の方から剪定いただきたい。	庭鳥塚古墳の墳丘部分における樹木管理についてですが、墳丘部分につきましては、市民の皆さまの安全を最優先に、折れた竹の処分や、架線に掛かる枝の除去など、危険が生じる可能性のある箇所については、市にて随時対応しております。 一方で、墳丘周囲の樹木の本格的な剪定につきましては、土地の所有者様に管理をお願いしているのが現状でございます。 次に、道路への張り出しや電線に架かっている民地からの樹木の剪定についてです。 民地内の樹木につきましては、「個人の財産」であることから、市が直接剪定を行うことは、法律上できないこととなっております。 そのため、基本的には樹木の所有者が適切に管理し、周囲に支障が生じないよう対応していただく必要があります。 市としましては、こうした相談を受けた場合、まず現地確認を行い、所有者が特定できる場合には文書にて剪定の依頼を送付しております。また、現地で所有者と面談できた際には、口頭で状況を説明し、必要な対応をお願いしているところであります。 なお、樹木が電線に接触している場合には、感電や停電などの危険性があるため、電力会社へ連絡を行い、危険回避のための防護措置や緊急的な剪定を依頼しており、電線管理者と連携し、安全確保を最優先に対応しているところであります。 なお、裏ノ池の西側の市道つきましては、現地確認を行ったところ、越境樹木はすでに撤去されておりました。 今後も関係機関と連携しながら、地域の安全確保に努めるとともに、所有者への適切な管理のお願いを継続してまいります。 ・	農とみどり推進課 道路公園課 文化財・世界遺産室
7	西浦	希望が丘町会	町内会の公園の有効活用について 少子高齢化社会と厳しい状況にある中、希望ヶ丘町会の公園で遊ぶ子供がなく、3箇所ある公園の1箇所を高齢者向け健康遊具の設置をお願いします。	市長就任以来、日頃の健康維持を目的として、各公園に健康遊具を設置してきました。今後も引き続き、公園への健康遊具の設置を進めてまいります。	道路公園課
8	西浦	広瀬町会	災害時の避難場所として西浦東小学校が指定されています。 エアコンは設置されていますが、小学生が使うトイレと大人が使う洋式トイレは高さが違うので災害のときに使えるのか。	現在、西浦東小学校を含め、羽曳野市内の全ての市立小学校につきましては、全体として約7割程度のトイレを洋式化しております。また、和式トイレを希望される方も想定されることから、一定程度、和式トイレを残しております。あくまでも小学校は避難所であるため、教職員用トイレ以外に新たな設備を整えることには、費用面からも難しさがあります。ただし、現在は組み立て式トイレなどの簡易的な代替手段もありますので、そうしたものを活用していきたいと考えています。	教育政策課
9	西浦	西浦町会	町会の存続について 今年度は８３件の退会がでた。昨年は２０件。広報の配布を１００件に小分け配送してもらったりして負担を減らしているが、中々止まらない。もう少し行政から町会の必要性を発信してもらわないと維持できない。	町会を必要としない若年層の増加や、物価高の中で年金生活を送りながら家計をやりくりされている方が町会を離れていられる状況については、承知しております。町会加入率の低下に加え、民生委員や保護司のなり手不足も深刻であり、これらは国の制度ではあるものの、昭和期の仕組みを令和の時代にそのまま運用していること自体に課題があると考えています。 市としては、「なぜ町会が必要なのか」という点について、特に若年層への周知を強化していく方針であり、加入促進のための動画作成も予定しています。また、町会運営を支援する取り組みとして、役員の皆様の負担軽減を図るため、デジタル化の推進や自治会ハンドブックの作成も進めています。 防災における連携体制を確保するためにも、町会は重要な役割を担っています。	市民協働ふれあい課
10	西浦	希望ヶ丘町会	自然災害等の対策として羽曳野市は備蓄及び備蓄倉庫等の施策はありますか?又、各町会への対応策及び備蓄配分等はあるかを知りたい。	本市では、災害発生時の初動対応として、避難所の開設に必要な物資を 小・中学校等の各避難所に分散備蓄しております。 また、飲料水や食料品は、衛生面や賞味期限の観点から中央スポーツ公園内備蓄倉庫に備蓄し、その他の災害時に必要な生活物資については、令和８年４月にはびきの埴生学園内に設置いたしました大型防災備蓄倉庫において集中管理しており、ここを拠点として各避難所へ配送します。 災害が発生した際には、必要に応じて、市内２５箇所の指定避難所において町会や自治会にも備蓄物資の提供をしますが、物資が行き届くまで一定時間を要することから、町会や自治会におかれましても、「自主防災組織活動補助金制度」により、防災訓練や備蓄物資購入に係る経費を支援していますので、ご活用いただければ幸いです。	危機管理課
11	西浦	広瀬町会	石川クリーン作戦の開始時刻が毎年広報の時刻と違う。 臥龍橋のグランドの行事を優先と思います。 毎年の事ですが広報の時刻に合わせて下さい。	石川クリーン作戦の地域ごとに設定しております開始時刻つきまして、この間、広報記載の開始時刻と実際の開始時刻とが違うとのことで、ご協力いただいている町会の皆様にご迷惑をお掛け、大変申し訳ありません。 今後は、広報でご案内している時刻に開始するよう、エリアの担当者に周知徹底いたします。	環境保全課

地域区長懇談会（西浦地区）　＜概要＞

令和8年7月3日（金）　石川プラザ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応	担当課
12	西浦	広瀬町会	防犯カメラの設置をして10年以上になる防犯カメラがあり、修理代がかさんで来ています。修理代の補助もお考え下さい。	修理費に関しましては、防犯カメラ設置事業補助金制度の対象にはなりませんが、耐用年数等を考慮し、「設置後６年を経過した防犯カメラの更新」を対象としておりますので、本補助金を活用した更新をご検討ください。 限られた予算を、より多くの団体に活用していただくための制度でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	危機管理課
13	西浦	広瀬町会	市内の道路全体的にセンターラインが消えている・又は、うすくなり見えにくい。 横断歩道も同上です。交通事故で加害者も被害者も防げることであれば、実施して下さい。 特に夜間で高齢者には見えないことがある。	担当課より区長様へご連絡のうえ、現地確認を行わせていただきます。 なお、路面標示につきましては、毎年度、新設・引き直し工事を発注しておりますので、現地状況を確認のうえ順次対応してまいります。	道路公園課
14	西浦	希望の里自治会	水路のオーバーフローについて 先月の台風からの大雨で、（広瀬・裏ノ池からの）水路がオーバーフローした。パイプが押し出されている感ある。	上流から流れてきたものと思われます。 ７/６撤去し区長へ報告済み。	管財用地課